

八頭町障害者計画

第6期八頭町障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画

令和3年3月

八頭町

目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の基本理念	3
5	計画の基本的な考え方	3
6	計画策定の体制	5
7	計画の推進体制	5
8	計画の実施状況の点検及び評価	5
第2章	障がいのある人等の現状	
1	障害者手帳所持者数の状況	6
2	難病のある人の状況	9
3	障がいのある人の雇用状況	10
4	民生委員・児童委員等の状況	10
5	保健サービスの利用状況	11
6	第5期八頭町障害福祉計画の実施状況	12
第3章	八頭町障害者計画	
1	生活支援	18
2	保健・医療	22
3	安全・安心	24
4	情報アクセス・コミュニケーション支援	26
5	生活環境	28
6	雇用・就業、経済的自立の支援	30
7	教育、文化・芸術活動、スポーツ	32
8	あいサポート運動の推進等	34
9	差別の解消及び権利擁護の推進	35
第4章	第6期八頭町障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画	
1	計画の目的及び特徴	37
2	障害福祉サービスの体系	38
3	第6期障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画の数値目標	39
4	障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	43
5	地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策	54

(注1) この計画の文章中、次のとおり「推進」と「促進」の用語を分けて使っています。

「推 進」…… 町が主体的に事業実施する場合

「促 進」…… 関係者が主体的に行うことを町が促してすすめる場合

(注2) 鳥取県では平成21年11月28日より「障害」の標記の取扱いを定め、以後、原則「障がい」と標記することとしたことから、この計画の文章中、次のとおり「障害」と「障がい」の用語を分けて使っています。

「障がい」……単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合

「障 害」……「障がい」という表記することにより、その用語の持つ意味が失われたり誤解される恐れがある場合（例：法令等の名称、他の機関・大会等の名称等の固有名詞、医学用語等の専門用語として用いる場合、著作物を引用する場合）

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法に基づき「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」の基本理念の下に、障がいのある人の自立と社会参加を実現するために、サービス提供基盤の整備を進めています。

その後、この計画の実施期間中に我が国の障がい者施策に関する法制度が充実してきました。

(1) 障害者基本法の改正（平成23年8月）

障がいの有無にかかわらず全ての国民が共生する社会を実現するため、地域社会における共生や社会的障壁の除去等が基本原則に定められました。また、障がい者の定義の見直しや「合理的配慮」の考え方が新たに盛り込まれました。

(2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行（平成24年10月）

障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護及び自立支援、養護者に対する支援を行うことにより、障がい者の権利を擁護することを目的に施行されました。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行（平成25年4月）

障害者自立支援法（平成18年4月施行）が改正され、難病患者も障害福祉サービスの対象に加えることとなりました。また、障害福祉サービスのあり方などについては、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました（平成30年4月施行）

(4) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月）

国、県及び市町村に障がい者就労施設からの物品等の調達を推進し、物品の需要による障がい者就労施設で就労する障がい者の自立の促進を目的に施行されました。

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の成立（平成25年6月）

障がい者への差別的な扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することが義務付けられ、平成28年4月から施行されました。また我が国は、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する「障害者の権利に関する条約」を平成26年1月に批准しました。

(6) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和2年4月）

雇用における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)について、障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大、雇用機会の確保、継続雇用の支援等の措置を講ずることとされました。

(7) 児童福祉法に関する法律の一部改正（平成30年4月）

児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務づけられたことから、平成30年4月に第1期八頭町障害児福祉計画を新たに策定し、障がいのある児童に対する施策目標や支援体制を定めました。

このような障がい者を取り巻く国や社会情勢等の変化を踏まえ、「第6期八頭町障害福祉計画」「第2期八頭町障害児福祉計画」（計画期間:令和3年度～令和5年度）を改定し、障がい児者施策を推進します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める、障がいのある人のための施策に関する基本的な方向性を示す「障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

○ 障害者基本法(抜粋)

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

○ 障害者総合支援法(抜粋)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

○ 児童福祉法(抜粋)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

3 計画の期間

「八頭町障害者計画」の期間は、平成27年度から令和5年度までの9ヶ年計画とします。その理由は、障害者計画は基本的な計画であり、長期的な視点が必要であること、また、計画期間が3年間の障害福祉計画を一体的に策定することから、3の倍数である9年間に設定するものです。

障害福祉計画と障害児福祉計画は、3年間で1期とする計画であり、ともに令和3年度から令和5年度までの計画期間とし、「第6期八頭町障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画」として一体的に策定するものです。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害者計画 (障害者基本法第11条3項)	八頭町障害者計画								
障害福祉計画 (障害者総合支援法第88条)	第4期八頭町 障害福祉計画			第5期八頭町 障害福祉計画			第6期八頭町 障害福祉計画		
障害児福祉計画 (児童福祉法第33条の20)	第1期八頭町 障害児福祉計画			第2期八頭町 障害児福祉計画					

4 計画の基本理念

「地域共生社会の構築」

本町では、誰もが住み慣れた地域で暮らすために、さまざまな施策を展開しています。

障がいのある方が自己の決定で社会参加し、自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備、また障がいのない人が障がいについて理解を深め、具体的な行動に移すことができる取組が必要となります。

このような障がいのある人もない人も一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない個人として、お互いに尊重し、理解し、助け合うことができる、地域共生社会の実現を目指します。

5 計画の基本的な考え方

八頭町障害福祉計画及び八頭町障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）は、国の基本指針に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供見込み量を推計し、見込み量確保のための方策や提供体制について、計画的に実施していくためのものです。

基本指針で示された基本理念等に基づき、次の視点を踏まえて取り組むこととしますが、障害福祉計画等の作成に当たっては、八頭町の障がいのある人の状況や事業所等の実態など、本町の実情を踏まえたものとします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、本人の意思決定を支援することで、障がいのある人が必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等の18歳以上の者並びに障がい児とします。

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援

障がいのある人等の自立を支援するため、入所や入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供の体制を整備し、精神障がいのある人を含めて障がいのある人等とその家族の生活を、地域全体で支える仕組みの構築を目指します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組み

「八頭町障害者計画」の上位計画である「八頭町地域福祉推進計画」の基本理念・基本原則である「みんなで支えあい誰もが自分らしくいきいきと幸せに暮らせる福祉のまちづくり」「年齢や障がいの有無・性別などの違いを超えてすべての人が認め合い居場所と役割を持つことができる地域共生社会の実現」に基づき、子供、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、医療的ケア児など専門的な支援を要する者に対して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関連機関が共通の認識のもと、包括的かつ総合的な支援を行う体制の構築に向けた取組等を計画的に推進します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、地域福祉施策、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童とその家族のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を目指します。

6 計画策定の体制

(1) 八頭町障害福祉計画等策定委員会の設置

策定にあたり「八頭町障害福祉計画等策定委員会」を設置しました。

この委員会は、関係者団体の代表者、有識者や障がいのある人又はその家族の代表のほか、保健・医療・福祉・雇用・教育等の関係者で構成され、本町の障がい者福祉施策の推進のための様々なご意見をいただきました。

(2) 県東部圏域での連携

障がい福祉施策の着実な実施には、広域的な取組が必要となります。計画策定にあたり、県東部1市4町との協議、調整を行い、各種サービスの事業量の見込みを検討しました。

7 計画の推進体制

障がい者施策は、保健・医療・福祉のみでなく、教育、雇用、建設などのあらゆる分野に及んでいるため、各分野との連絡・連携を緊密にし、総合的に計画を推進します。

計画の推進にあたっては、町民、国、県、医療機関、関係団体、企業及びサービス提供事業者の理解と協力が不可欠であるため、十分に連携を図ります。

8 計画の実施状況の点検及び評価

各年度におけるそれぞれの事業実績等を踏まえ、計画の実施状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

障害福祉サービス利用者や障がい者団体との意見交換などを通じて、施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施します。

第2章 障がいのある人等の現状

1 障害者手帳所持者数の状況

【人口】

区 分	人 口	14歳未満	15～64歳	65歳以上
男	8,083人	951人	4,573人	2,559人
女	8,719人	912人	4,447人	3,360人
合 計	16,802人	1,863人	9,020人	5,919人

(令和2年3月31日現在)

【障害者手帳所持者の状況】

区 分	手帳所有者	18歳未満	18～64歳	65歳以上
身体障がい者	764人	15人	168人	581人
	100%	1.96%	21.99%	76.05%
知的障がい者	163人	19人	125人	19人
	100%	11.66%	76.68%	11.66%
精神障がい者	193人	5人	144人	44人
	100%	2.59%	74.61%	22.80%
計	1,120人	39人	437人	644人
	100%	3.48%	39.02%	57.50%

(令和2年3月31日現在)

○令和2年3月31日現在における八頭町の人口は16,802人です。

そのうち、障害者手帳所持者は1,120人で、総人口の6.67%を占めています。

○令和2年3月31日現在、障害者手帳所持者の内訳は、身体障がいのある人が764人、知的障がいのある人が163人、精神障がいのある人が193人で、身体障がいのある人が全体の7割近くを占めています。

○年齢別にみると、障害者手帳保持者の57.5%が65歳以上の高齢者となっています。

身体障がいのある人では65歳以上の高齢者が7割以上を占め、知的障がい、精神障がいのある人では18～64歳が7割以上を占めています。

第2章 障がいのある人等の現状

(1) 身体障がいのある人の状況

①等級別

区 分	手帳所持者数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
平成 2 7 年度	829人	229人	143人	135人	212人	46人	64人
	100%	27.62%	17.25%	16.28%	25.57%	5.55%	7.73%
平成 2 8 年度	813人	234人	136人	134人	202人	44人	63人
	100%	28.78%	16.73%	16.48%	24.85%	5.41%	7.75%
平成 2 9 年度	825人	248人	142人	123人	205人	43人	64人
	100%	30.06%	17.21%	14.91%	24.85%	5.21%	7.76%
平成 3 0 年度	799人	241人	135人	119人	202人	44人	58人
	100%	30.16%	16.90%	14.89%	25.28%	5.51%	7.26%
令和 元年度	764人	228人	126人	116人	196人	44人	54人
	100%	29.84%	16.50%	15.18%	25.65%	5.76%	7.07%

(各年度3月31日現在)

○手帳所持者数では、過去5年間では若干の減少傾向にあります。内部障がいである人工透析患者も1級に含まれます。

○手帳所持者の等級の占める割合では、1級と4級が占める割合が多くなっています。

②種類別

区 分	手帳所持者数	視覚障がい	聴覚・平衡	音声・言語	内部障がい	肢体不自由
平成 2 7 年度	829人	53人	94人	9人	172人	501人
	100%	6.39%	11.34%	1.09%	20.75%	60.43%
平成 2 8 年度	813人	54人	90人	9人	176人	484人
	100%	6.64%	11.07%	1.11%	21.65%	59.53%
平成 2 9 年度	825人	50人	86人	9人	196人	484人
	100%	6.06%	10.42%	1.09%	23.76%	58.67%
平成 3 0 年度	799人	52人	80人	10人	200人	457人
	100%	6.51%	10.01%	1.25%	25.03%	57.20%
令和 元年度	764人	52人	74人	10人	192人	436人
	100%	6.81%	9.68%	1.31%	25.13%	57.07%

(各年度3月31日現在)

○種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

○内部障がいは、心臓疾患が約6割を占めるほか、直腸疾患の割合が高くなっています。

第2章 障がいのある人等の現状

(2) 知的障がいのある人の状況

①障がい程度別

区 分	手帳所有者数	A判定	B判定
平成27年度	132人	40人	92人
	100%	30.30%	69.70%
平成28年度	131人	39人	92人
	100%	29.77%	70.23%
平成29年度	165人	56人	109人
	100%	33.94%	66.06%
平成30年度	164人	54人	110人
	100%	32.93%	67.07%
令和元年度	163人	51人	112人
	100%	31.29%	68.71%

(各年度3月31日現在)

○知的障がいのある人の障がい程度をみると、B判定（軽度）所持者が約7割を占めています。

(3) 精神障がいのある人の状況

①障がい程度別

区 分	手帳所有者数	1級	2級	3級
平成27年度	175人	34人	132人	9人
	100%	19.43%	75.43%	5.14%
平成28年度	181人	33人	135人	13人
	100%	18.23%	74.59%	7.18%
平成29年度	194人	41人	140人	13人
	100%	21.13%	72.17%	6.70%
平成30年度	201人	38人	148人	15人
	100%	18.90%	73.63%	7.47%
令和元年度	193人	34人	141人	18人
	100%	17.62%	73.06%	9.32%

(各年度3月31日現在)

○障がいの程度をみると、2級所持者が7割以上を占めています。

第2章 障がいのある人等の現状

②自立支援医療（精神通院）受給者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	257人	263人	274人

（各年度3月31日現在）

○自立支援医療（精神通院）の受給者は、令和元年度末で274人と年々増加傾向にあります。

2 難病のある人の状況

（1）特定疾患認定患者数、小児慢性特定疾患認定患者数

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定疾患認定患者	132人	130人	120人	125人	123人
小児慢性特定疾患認定患者	16人	12人	16人	15人	16人
合 計	148人	142人	136人	140人	139人

（各年度3月31日現在 鳥取市保健所）

○難病のある人の状況は、令和元年度で特定疾患認定患者が123人です。また、小児慢性特定疾患認定患者は16人です。

3 障がいのある人の雇用状況

(1) 雇用率の状況

区 分	八頭町	鳥取県民間企業
障がい者雇用率	1.78 %	2.37%

(令和2年6月1日現在 鳥取労働局)

○令和2年6月1日における八頭町役場の障がい者雇用率は1.78%で、平成29年時(3.79%)と比較して2.01%下回っており、国及び地方公共団体の法定雇用率2.5%を達成できませんでした。要因として、算定の基礎となる職員数に会計年度任用職員が加えられ、分母が増加したことによるものです。

○令和2年6月1日における鳥取県民間企業の障がい者雇用率は2.37%で、民間企業の法定雇用率2.2%を上回っています。なお、全国平均は2.15%となっています。

(2) 福祉施設から一般就労への移行状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
一般就労への移行	2人	1人	1人	5人

(各年度3月31日現在、令和2年度のみ9月1日現在 福祉課)

○福祉就労から一般就労への移行は、平成29年度から令和元年度ではほぼ横ばいでしたが、令和2年度見込みでは目標値6名に対して5名の移行見込みとなっています。

4 民生委員・児童委員等の状況

(1) 民生委員・児童委員数、身体・知的障がい者相談員数の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
民生委員・児童委員	62人	64人	63人	60人
うち主任児童委員	1人	3人	3人	3人
身体障がい者相談員	4人	4人	4人	4人
知的障がい者相談員	3人	3人	3人	3人

(各年度4月1日現在)

○令和2年度において、民生委員・児童委員は60名(定員68名)です。そのうち、3名が主任児童委員です。また、身体障がい者相談員は4名、知的障がい者相談員は3名です。

第2章 障がいのある人等の現状

5 保健サービスの利用状況

(1) 乳幼児健康診査受診率の状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3～4か月児健診	97.7%	99.0%	99.0%	97.6%	98.8%
6か月児健診	97.1%	98.8%	98.8%	100.0%	100.0%
9～10か月児健診	92.2%	98.8%	98.8%	92.1%	97.7%
1歳6か月児健診	98.3%	100.0%	100.0%	99.2%	100.0%
3歳児健診	96.6%	97.8%	97.8%	99.0%	98.4%
5歳児健診	100.0%	99.2%	97.7%	99.2%	99.1%

(各年度3月31日現在 保健課)

※健診対象月に体調不良等の理由で未受診であっても、未受診案内によって次健診時等に受診したものはカウント。(年度をまたぐものを含む)

○乳幼児期の身体発育や精神発達の疾病や異常を早期に発見し適切な指導を行い、健康の保持増進を図ることを目的に乳幼児検診を実施しています。

(2) 健康診査等受診率の状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定健診	47.7%	45.2%	46.2%	48.0%	47.4%
大腸がん検診	45.4%	48.6%	44.7%	45.8%	44.9%

(各年度3月31日現在 保健課)

※特定健診の受診率は法定報告より、特定健診以外の受診率は地域保健事業報告より抜粋。

6 第5期八頭町障害福祉計画及び第1期八頭町障害児福祉計画の実施状況

(1) 目標に対する進捗状況

第5期計画で設定した目標の進捗状況は次のとおりです。

目 標	令和2年度末目標値	令和2年度末見込	進捗率	
1 福祉施設から入所者の地域生活への移行促進	施設入所者の地域生活への移行	3人	0人	0.0%
	施設入所者の削減	1人	0人	0.0%
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の設置	1箇所	0箇所	0.0%	
3 地域生活支援拠点等の整備	1箇所	1箇所	100.0%	
4 福祉施設から一般就労への移行促進				
1 福祉施設から一般就労への移行	6人	5人	83.3%	
2 就労移行支援事業の利用者数	5人	0人	0.0%	
3 就労定着支援による職場定着率	8割	0割	0.0%	
5 障がい児支援の提供体制の整備				
1 児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所	0.0%	
2 保育所等訪問支援事業所	2箇所	1箇所	50.0%	
3 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保				
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	1箇所	1箇所	100.0%	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1箇所	1箇所	100.0%	
4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	1箇所	100.0%	
5 医療的ケア児に関する関連分野の支援を統制するコーディネーターの配置	1箇所	0箇所	0.0%	

1 福祉施設から入所者の地域生活への移行促進

施設入所者数については目標値3人に対して見込はなく、目標値の達成はできませんでした。要因として、在宅・アパートでの生活は実質困難なケースが多く、受け皿となるグループホーム等の地域資源等の体制が不十分なことが挙げられます。令和元年度に町内にグループホームが新設されましたが、施設からの移行利用者は現時点ではありません。また、施設入所者の重度化・高齢化が進み、地域生活への移行が困難な入所者が増加していることも要因です。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築するための協議の場については、本計画期間中に設置することができませんでしたが、今後、鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会でシステム構築にむけて協議を進めていく予定です。課題として、関係機関との包括的な連携強化、構築に関するノウハウや知識の不足が挙げられますが、精神障がいや発達障がい等のある人が、地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、障がい福祉圏域での構築も含めて協議する必要があります。

第2章 障がいのある人等の現状

3 地域生活支援拠点等の整備

社会資源の少ない町単独で整備するのではなく、県東部圏域で拠点整備することにより、地域の社会資源の整備や確保、運営の効率化が図られるため、令和元年度より鳥取市の地域生活支援拠点準備会議に東部圏域のうち3町が加わり、令和2年度末までの整備に向けて協議を重ねた結果、東部圏域3町共同で令和3年3月に拠点機能の一部を厚生事業団へ委託することとなりました。今後、他の拠点機能について、東部圏域市町と共同で検討し整備していくこととなります。

4 福祉施設から一般就労への移行促進

令和2年度末の目標値に対し、わずかに目標を達成することはできませんでした。また、地域移行支援、地域定着支援の利用もありませんでした。福祉施設と一般企業の連携や、障がいの特性に応じた一般の就労先の確保等の課題があると考えます。今後も引き続き、福祉、労働、教育等の関係機関や企業との連携を強化し、就労に関する情報や課題の共有を進め、障がいの特性に応じた就労を促進する必要があります。

また、令和2年度に町内に就労継続支援B型事業所が1箇所新設され、町内のB型事業所は6箇所となりました。

5 障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターの設置については目標を達成することはできませんでしたが、主に重症心身障がい児を支援する事業所が町内に新設されました。事業所に看護師を配置し、医療的ケアに必要な機器等も整備し、重症心身障害児の支援体制が整いつつあります。今後、児童発達支援センターの設置について、東部圏域における共同設置も含め協議する必要があります。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、これまでも通学支援等を教育機関等と個別に協議を重ねてきましたが、各関係機関全てと連携したコーディネーターの配置までは至ることができませんでした。今後、鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者等をコーディネーターとして配置する必要があります。

第2章 障がいのある人等の現状

(2) 障害福祉サービス

平成30年度から令和2年度9月までの障害福祉サービスの第5期計画見込量及び実績は次のとおりです。

区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
		見込量	実績	対計画比 (%)	見込量	実績	対計画比 (%)	見込量	実績	対計画比 (%)	
訪問系	居宅介護(ホームヘルパー)	利用時間/月	416時間	454時間	109.13	483時間	436時間	92.13	560時間	461時間	82.32
	重度訪問介護	利用時間/月	25時間	0時間	0.00	27時間	0時間	0.00	30時間	0時間	0.00
	同行援護	利用時間/月	36時間	2時間	5.55	36時間	2時間	5.55	36時間	0時間	0.00
	行動援護	利用時間/月	10時間	0時間	0.00	10時間	0時間	0.00	10時間	0時間	0.00
	重度障害者包括支援	利用時間/月	10時間	0時間	0.00	10時間	0時間	0.00	10時間	0時間	0.00
中活動系	生活介護	利用人数/月	870人日	813人日	93.45	880人日	870人日	101.02	900人日	926人日	102.89
	療養介護	利用者数/月	8人	9人	112.50	8人	9人	112.50	9人	8人	88.89
	短期入所(ショートステイ)	利用人数/月	78人日	67人日	85.90	90人日	49人日	57.78	96人日	38人日	39.58
	自立訓練(機能訓練)	利用人数/月	9人日	5人日	55.56	12人日	0人日	0.00	13人日	0人日	0.00
	自立訓練(生活訓練)	利用人数/月	7人日	1人日	14.29	9人日	0人日	0.00	10人日	0人日	0.00
	就労移行支援	利用人数/月	145人日	17人日	11.72	159人日	3人日	1.89	172人日	0人日	0.00
	就労継続支援A型	利用人数/月	254人日	263人日	103.54	235人日	256人日	109.36	215人日	245人日	113.95
	就労継続支援B型	利用人数/月	1,995人日	1,868人日	93.63	2,100人日	1,916人日	91.67	2,187人日	2,022人日	92.46
居住系	共同生活援助(グループホーム)	利用者数/月	22人	22人	100.00	24人	28人	116.67	25人	27人	108.00
	施設入所支援	利用者数/月	30人	31人	103.33	29人	32人	110.34	29人	29人	100.00
	計画相談支援	利用者数/月	40人	39人	97.50	43人	50人	116.28	46人	59人	128.26
	地域移行支援	利用者数/月	2人	0人	0.00	2人	0人	0.00	2人	0人	0.00
	地域定着支援	利用者数/月	2人	0人	0.00	2人	0人	0.00	2人	0人	0.00

(令和2年度のみ9月分実績まで)

時間：月間のサービス提供時間

人日：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人：月間の利用人数

第2章 障がいのある人等の現状

① 訪問系サービス

居宅介護について、利用者数、利用時間数ともに横ばい傾向にあり、見込量にわずかに達していません。今後も入所、入院者の地域移行が促進されることから、ヘルパー不足によるサービス利用の抑制などが生じないように、引き続き障がい特性に応じた需要に対応できるサービス提供体制の確保が求められます。

また、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については利用実績がないため、町報やホームページ等での広報活動やサービス提供体制の確保が必要となります。

② 日中活動系サービス

生活介護と療養介護はほぼ見込みどおりの実績となっています。在宅で生活している障がい者が通所で利用できるよう、サービス提供体制の確保が求められます。

短期入所について、利用日数は減少傾向にあります。家族の高齢化に伴う病気など緊急時の受け入れ先の確保が今後ますます必要となります。自宅で障がいのある人を介護している家族の負担軽減、緊急時の利用等を図るために、町報やホームページ等での広報活動や、地域生活支援拠点の整備によるサービス提供体制の確保が必要となります。

自立訓練については、障がい者が自立するために支援を促すことが必要です。本町には通うことのできる事業所がないため、提供事業所の整備が求められます。また福祉作業所等と提供事業所を併設する等の協議を図っていく必要があります。

就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)について、一般就労につながらず支援の組換えにより就労移行支援の利用実績は減り、就労継続支援B型は増加傾向にあります。

③ 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)については、令和元年度に町内に初のグループホームが整備された要因もあり、目標値を上回っています。施設入所支援については、微動の変化でほぼ横ばいとなっています。町内に支援施設がないため町外の施設利用となっていますが、ほぼ飽和状態となっており、今後も施設入所者、長期入院者の地域移行を促進するためには、生活拠点となる施設の整備が必要です。

④ 計画相談支援

計画相談支援については、平成27年度末までにすべての障害福祉サービス等利用者がサービス等利用計画を作成する必要がありましたが、令和元年度に100%を達成することができました。また平成30年度に新たに相談支援事業所が1箇所設置され、町内の相談支援事業所は5箇所となり、相談支援体制の充実を図ることができました。今後も総合的・専門的な相談支援の実施及び体制整備、連携強化を図る必要があります。

第2章 障がいのある人等の現状

(3) 障害児福祉サービス

平成30年度から令和2年度9月までの障害福祉サービスの第1期障害児福祉計画見込量及び実績は次のとおりです。

区 分	単 位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込量	実績	対計画比 (%)	見込量	実績	対計画比 (%)	見込量	実績	対計画比 (%)
児童発達支援	利用者数/月	6人	6人	100.00	8人	7人	87.50	9人	3人	33.33
	利用人数/月	33人日	34人日	103.03	44人日	25人日	56.82	49人日	27人日	55.10
医療型児童発達支援	利用者数/月	2人	4人	200.00	3人	4人	133.33	4人	2人	50.00
	利用人数/月	7人日	12人日	171.43	10人日	4人日	40.00	13人日	2人日	15.38
放課後等 デイサービス	利用者数/月	25人	24人	96.00	27人	27人	100.00	30人	31人	103.33
	利用人数/月	240人日	205人日	85.42	260人日	230人日	88.46	288人日	326人日	113.19
保育所等訪問支援	利用者数/月	2人	2人	100.00	5人	0人	0.00	8人	2人	25.00
	利用人数/月	10人日	2人日	10.00	15人日	0人日	0.00	25人日	2人日	4.00
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	1人	0人	0.00	2人	0人	0.00	2人	0人	0.00
	利用人数/月	10人日	0人日	0.00	20人日	0人日	0.00	20人日	0人日	0.00
障害児相談支援	利用者数/月	30人	32人	106.67	32人	32人	100.00	34人	30人	88.24

(令和2年度のみ9月分実績まで)

時間：月間のサービス提供時間

人日：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人：月間の利用人数

① 児童発達支援

児童発達支援については、見込量を下回る実績となっています。対象となる障がい児が少ないことが要因と考えられます。

② 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援については、減少傾向の実績となっていますが、今後医療の進歩による医療的ケア児の増加が見込まれることから、より一層のサービス提供体制の整備が必要です。

③ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスについては、利用者が増加傾向となっています。対象となる障がい児が増えつつあり、それに比例して利用増が今後見込まれます。町内にサービス提供事業所は3箇所あり、学校との距離等、地理的に利用しやすい状況にあることも利用増の要因と考えられます。

④ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、見込量を上回ることはできませんでしたが、町内事業所でサービス提供ができる体制となっています。今後も引き続き、相談支援事業所と連携しニーズの把握に努め、必要な障がい児にサービスが行き届くよう提供していきます。

第2章 障がいのある人等の現状

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援については、外出困難である対象児童がいないため利用がなく、見込み量を達成することはできませんでした。今後対象となる事例に対応できるよう、サービス提供体制を整備する必要があります。

⑥ 障害児相談支援

障害児相談支援については、すべての障がい児においてサービス等利用計画ができており、見込量を達成することができました。また平成30年度において、新たに障害児相談支援事業所が1箇所設置され、町内の障害児相談支援事業所は3箇所となりました。今後も引き続き相談支援事業所の体制整備、連携強化を図る必要があります。

第3章 八頭町障害者計画

1 生活支援

障がい者が地域で安心して暮らすためには、障がい者一人ひとりの心身の状態や生活実態を踏まえた適切な生活支援が必要であり、そのためには身近なところで気軽に相談できる環境が必要です。

町福祉課だけでなく町が委託している「相談支援事業所」では、障がい者やその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援のみならず、生活全般にわたる必要な情報の提供を関係機関と連携して行っています。今後も関係機関との連携を強化し、相談支援事業の充実を図ることが必要となります。

また、施設入所者、精神科病院に長期間入院している方などの地域移行を進めるためには、グループホーム等の障がい者の住まいを整備するほか、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、障がい者を常時介護している家族等が一時的に休息できる短期入所施設の整備など、障がい者の在宅生活を支援する体制の充実が必要です。

(1) 相談支援体制の充実

①地域における相談支援体制の充実

障がい者又はその家族ができるだけ身近な地域でさまざまな困り事を相談し、必要に応じて障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、制度の周知に努めます。

県東部圏域の指定相談支援事業所^{*1}などの関係機関及び地域で活動する身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、民生委員・児童委員と連携を図りながら支援の充実に努めます。

②計画相談支援の提供体制の充実

障がい者一人ひとりの心身の状況やサービスの利用意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進し、必要に応じて適切なサービスを提供できるよう努めます。また、適切なサービス利用計画の作成のために、相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所との連携強化を図ります。

③権利擁護及び虐待防止の推進

知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な障がい者の権利擁護や財産管理を支援するために、成年後見制度^{*2}や日常生活自立支援事業^{*3}の適正な利用促進に努めます。

障がい者への虐待を防止するために、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などに努めます。

④地域の連携とネットワークの強化

県東部圏域4町の行政、サービス提供事業者及び関係団体等で構成される「東部四町障がい者地域生活支援協議会」の運営により、サービス利用に係る困難事例等の対応に係る協議・検討を行うとともに、委員間の連携強化を図ります。

(2) 在宅サービス等の充実

①訪問系サービスの充実

個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの充実を図ります。

また、障がい者の社会参加の機会の確保を促進するため、同行援護、行動援護等、移動支援等のサービスの充実を図るよう努めます。

②日中活動系サービスの充実

障がい者が地域で自立した生活が営むことができるよう、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動の場の確保、サービスの充実に努めます。

③地域生活への移行支援

施設入所者、精神科病院へ長期入院している障がい者が地域で生活する拠点として、関係機関と協力してグループホーム等の居住地を確保するよう努めます。

また、自立した生活を営むことができるように、身体機能、生活能力の向上のために必要な自立訓練(機能訓練及び生活訓練)の提供、地域に定着するための支援の充実を図るよう努めます。

④地域活動支援センターの機能強化

障がい者等の創作的活動又は生活活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るための機能を持つ地域活動支援センターについて、「サマーハウス」に委託し、センターでの創作活動や地域交流、月1回のデイケア「くつろぎ広場」を行っています。その機能を充実・強化し、障がい者の地域活動生活を支援します。また、ひきこもり等の障がい者へ社会参加の機会を提供します。

(3) 障がい児支援の充実

①早期発見・早期支援の充実

乳幼児に対する健康診査や発達相談による疑いのある児童、障がいの早期発見が重要であり、療育・就学への早期支援に繋がります。保健、医療、福祉、保育、教育等と連携し、障がい児の早期発見、障がい児に対する在宅療育に関する相談や援助、障害福祉サービスの情報提供などの早期支援を行う体制の充実に努めます。乳幼児に対する健康診査は、令和元年度末現在、受診率が99.0%であるため、今後とも高い受診率を維持し障がいの早期発見に寄与します。

また、乳幼児期、学齢期、青年期、成年期などのライフステージに応じて、必要な支援を関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の整備に努めます。

②療育支援の充実

障がい児については家族の果たす役割が大きく、家族が障がいについて理解を深め、障がいを受けとめるためのケアが適切な療育に繋がります。保健師による子育て相談や専門相談員による子ども相談等、家族の療育を支援します。在宅での療育による家族の負担を軽減させるため、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童発達支援等の障害児通所支援事業の適切な支援の実施を図ります。

また、町教育委員会等と連携して、保育所から中学校まで継続的に支援する体制を整備し、子どもの自立に向けた支援を行います。

③保育所の整備

障がいのある児童が、障がいのない児童と同じように地域の保育所に通うことができるよう、環境の整備、加配職員の配置等に努めます。

④医療的ケアの必要な児童支援の充実

医療的ケア児^{*4}が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他関係機関と連絡調整を行うための体制整備に努めます。

子ども・子育て支援法に基づいて、保育所・幼稚園・認定こども園において医療的ケア児を受け入れる体制の構築に努めます。

(4) サービスの質の向上

①障害福祉サービス事業所の指導の適正な実施

適正な利用者処遇を実施するため、障害福祉サービス事業所の質の向上及び自立支援給付の適正化を図るため、随時又は定期的に障害福祉サービス事業所に対し、各種法令や通知等について周知し、利用者の満足度の高いサービスの提供を行えるよう指導します。

②サービス提供体制の確保

障がい者が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等、医療機関、地域などの関係者が連携し、利用者のニーズに対応できる体制の確保に努めます。

(5) 人材の育成・確保

①医療、福祉分野に精通した人材の育成・確保

障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の医療、福祉分野の知識を有し、障がいの特性を理解した職員の配置に努めます。また、医療・福祉分野の研修等に参加し、専門的な知識を有した人材の育成に努めます。

②障がい児・者支援に携わる人材の育成・確保

様々な特性のある障がい児・者などに適切に対応するため、医療・福祉関係の研修の受講を勧奨し、地域の福祉専門職の人材育成に努めます。

また、強度行動障がい^{*5}に対しては高度な知識や技術が必要となるため、より専門的な支援者養成研修等を活用します。

(6) 福祉用具の普及及び身体障がい者補助犬の普及啓発

①福祉用具の情報提供

補装具等の福祉用具に関する情報収集を行い、福祉用具が必要な障がい児・者に対して情報提供し、ニーズに応じた障がい児・者への給付に努めます。

②身体障がい者補助犬の情報提供

身体障がい者補助犬^{*6}の普及啓発に関する情報の提供に努めます。

第3章 八頭町障害者計画

- ※¹一般相談支援（障がい者・障がい児・家族からの相談）及び計画相談支援を行い、障害福祉サービスの利用調整を行う事業所。
- ※²認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約などの法律行為を成年後見人が代理で行う制度。法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれている。
- ※³認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を援助する事業。東部圏域では、八頭町社会福祉協議会が県社会福祉協議会より委託を受けて実施している。
- ※⁴日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為を常に必要とする児童
- ※⁵激しい不安や興奮、混乱の中で攻撃、自傷、多動、固執、不眠等の行動上の問題が強く頻繁に日常生活に出現する状態。
- ※⁶盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。

2 保健・医療

障がい者が、身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる体制の整備が必要となります。

近年は精神障がい者が増加していることから、心の健康に関する相談やカウンセリングなどの機会を確保し、精神疾患の早期発見・早期対応を図る取組が重要です。また、施設入所や精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進し、社会復帰、社会参加を促進する取組の充実に努める必要があります。

また、障害者総合支援法の施行により難病患者が障者福祉サービスの対象に加わり、令和元年7月1日改正で対象疾患の範囲が333疾患へ拡大されました。難病患者に対し、難病に関する制度や障害福祉サービスを周知し、適切なサービス利用ができる体制整備が必要となります。

(1) 保健・医療の充実等

①医療体制の充実

症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が身近な地域で適切に受けられるよう、医療機関、訪問看護ステーション等と連携を図り、障がいのある人へ医療面、福祉面での支援を行います。

また、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科治療を受けることが困難な障がい者に対する歯科疾患の予防等のための口腔の健康の保持・増進を図る取組に努めます。

(2) 精神保健・医療の提供等

①精神保健相談・訪問の充実

精神障がいの早期発見・早期治療の促進や社会復帰を支援するため、県や医療機関、相談支援事業所と連携し、精神保健福祉相談・指導体制の充実を図ります。また、保健師による相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障がい者やその家族への支援に努めます。

②地域移行・社会復帰に対する支援体制の充実

施設入所や精神科病院に長期入院している精神障がい者が地域で暮らすことができるよう、相談支援事業、地域移行支援、地域定着支援のサービス提供体制の整備に努めます。

③ひきこもりに対する支援の充実

ひきこもりについて国は「半年以上、自宅や部屋から出ない人、趣味の用事や近所のコンビニなどに行く以外に外出しない人」と定義しています。ひきこもりは、さまざまな要因によって社会的参加の場が狭まり就労や就学等の居宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態ですがひきこもることも自分を守る上で大切な行為とされています。ひきこもり問題の早期発見・早期対応、継続してひきこもりをしている方に対する支援を保健師や相談支援事業所、とっとりひきこもり生活支援センター等と連携し、本人やその家族の希望や心配事などの相談等の支援に努めます。

また、自宅に閉じこもりがちな精神障がい者等が外へ出るきっかけとなる居場所づくりに取り組みます。デイケア「くつろぎ広場」を月に1回実施することで社会参加の機会を増やし、生活の質の向上と当事者同士の交流の場を設けることに努めます。

④心の健康づくりの推進

精神疾患や依存症、ひきこもりについての理解や心の健康に対する関心を深めるために、精神保健講演会や相談事業を実施し、正しい知識の普及・啓発を図ります。

また、鳥取市保健所、県東部圏域で共催して自死予防運動を推進し、自死予防の普及啓発を図ります。

(3) 人材の育成・確保

①研修会等への参加の促進

心の健康相談等を行う担当職員に対して、研修会や学習会への参加を促進し、職員の資質向上、県東部圏域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携が図れるよう努めます。

(4) 難病に関する支援

①難病患者等に対する支援の充実

難病患者が安心して地域での自立した生活が送れるよう、鳥取市保健所や医療機関と連携を図りながら相談などの支援の充実に努めます。

また、障害者総合支援法の施行により、難病患者も障害福祉サービス等を新たに利用できることになりました。対象の難病患者に対し、利用できる障害福祉サービス等の周知・広報を行い、適切なサービス提供に努めます。サービス提供の際に、難病に関する医療面の専門的なフォローを保健師が行い、難病の状態に応じた適切な支援を行います。

(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

①障がいの早期発見・早期治療・早期療育等の促進

妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療^{※8}、小児医療体制の充実に図り、これらの機会の活用によって、疾病や障がい等の早期発見・早期治療・早期療育へ繋げていきます。

②健康の保持・増進

糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取組めます。

^{※8} 妊娠後期から新生児早期までを「周産期」といい、その前後の期間における自発的な緊急事態に備えた産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制。

3 安全・安心

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、災害時に適切な情報が伝わるための環境や避難体制の構築が必要となります。また、メールやファックスによる緊急通報について、障がい者へ周知することも重要です。

併せて、障がい者が消費者トラブルにあわないよう、消費者トラブルについての啓発や消費生活相談窓口の周知が必要となります。

(1) 防災対策等の推進

①避難体制等の整備

在宅で暮らす障がい者や一人暮らし高齢者等の避難行動要支援者が、災害時における支援を地域で受けるために「八頭町避難行動要支援者登録制度」を行っています。避難行動要支援者自身の登録申請に基づき、居住地、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等の把握を行っており、今後も制度の普及促進に努めます。また地域での支え合い活動の担い手となるボランティアの養成・確保、養成したボランティアの活動につなげるコーディネーターの育成等を行うことにより、災害発生地域において共助が進むための取組を支援します。

併せて、地域住民が主体となった「支え愛マップ」の作成や防災訓練の実施を通じ、災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。

また、一次避難所として利用される地域の公民館等のバリアフリー化を推進するとともに、防災室と連携し福祉避難所において障がい者が必要な物資の確保、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制整備に努めます。

②災害時の情報伝達

災害発生時又は災害の発生するおそれのある場合に情報を伝達する、行政防災無線の整備を行いました。

③緊急通報の普及促進

聴覚障がい者・言語障がい者が火災や救急搬送が必要な場合に消防署へ即時に通報できるよう、県東部消防局が行っている「メール119番」「FAX119番」「NET119」について、ホームページや町報を利用した周知を行い、利用促進に努めます。

(2) 防犯対策の推進

①地域防犯体制の充実

犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、警察と地域、障がい者団体、福祉施設、行政等との連携を図り、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

②緊急通報の普及促進

聴覚障がい者・言語障がい者が事件や事故等を目撃した場合に警察署へ即時に通報できるよう、鳥取県警が行っている「メール110番」「FAX110番」について、ホームページや町報を利用した周知を行い、利用促進に努めます。

③社会福祉施設における不審者対策

入所施設において不審者への防犯対策の強化を行い、不審者から入所者及び職員等の安全確保の支援に努めます。

(3) 消費生活相談の充実

障がい者が、障がいの特性による判断力や理解力の不足のため不利益な消費者トラブルに遭うことがないように、消費者トラブル防止の啓発や、被害に遭った際の相談、サポート等を、消費生活センター等の関係機関と連携し支援に努めます。

4 情報アクセス・コミュニケーション支援

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、制度に関する情報や生活に関する情報等、さまざまな情報を必要な時に手に入れることのできる環境整備が重要です。

ICT（情報通信技術）を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが必要となります。

（1）情報アクセス・コミュニケーション支援の充実

①情報バリアフリー化の推進

障がいのある人の情報の入手やコミュニケーションを支援し社会参加を促進するため、障がいのある人を対象としたICT活用に関する講習会の推進に努めます。

また、障がいがあっても利用しやすい情報機器やソフトウェアの紹介を行い、障がいのある人への情報機器の利用促進に努めることで情報格差の解消を図ります。

（2）情報提供の充実等

①情報提供の充実

各種サービス情報や施設情報、イベント情報等の保健・医療・福祉に関するさまざまな情報について、誰もが手軽に入手できるようパンフレット等の配布や町のホームページ、町報を活用した情報提供の充実に努めます。

（3）アクセシビリティ^{※9}の向上

障がい者の社会への参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がい者の活動を阻害し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー^{※10}化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

特に、障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

（4）意思疎通支援の充実

①手話通訳者、要約筆記者の派遣・養成事業の推進

障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、障がい者のコミュニケーションを支援します。

また、聴覚障がい者等との意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者養成研修を実施し、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴覚障がい者等の社会参加を推進します。

(5) 行政情報の配慮

①行政情報の提供に関する配慮

障がい者を含むすべての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みます。

また、FAX番号の明示、誰でも見やすい資料の作成等、障がい者に配慮したきめ細やかな行政文書の作成に努めます。

(6) 手話言語条例に基づく施策の展開

①手話の普及啓発

聞こえる人のろう者及び手話に対する理解を深めるために、地域での研修会や学習会等の開催に努めます。また、手話に関する取組等の普及啓発を今後も継続して行います。

②コミュニケーション手段の配慮

役場、公民館等の公共施設の窓口に、手話や筆談でコミュニケーションを必要とする方自身が配慮を求めるときに意思表示することができるよう配慮した、コミュニケーション手段のわかる「手話マーク^{*11}」、「筆談マーク^{*12}」を設置します。

^{*9}障がい者や高齢者等が年齢や障がいの有無に関係なく誰もが、さまざまな製品や建物、サービス等が支障なく利用できるかどうか、又はその度合い。

^{*10}障がい者や高齢者等の社会的に弱い立場にある者が、社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的な障壁や精神的な障壁、制度的な障壁等を取り除くこと。

^{*11}手話を必要としている人を対象に、「手話に対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」という意味の表示。

^{*12}筆談を必要としている人を対象に、「筆談に対応します」という意味の表示。

5 生活環境

障がい者が住み慣れた地域での自立した生活を送るためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保や建築物のバリアフリー化といった、障がい者に優しいまちづくり、誰もが住みやすいまちづくりを推進することが必要となります。

また、障がい者の社会参加を促進するためには、公共交通機関等のバリアフリー化や町が実施している移動支援事業の周知等、日常生活の移動支援を確保するための取組が必要です。

(1) 住宅の確保

①公営住宅の整備の促進

既存の公営住宅を改修する際には、バリアフリー化改修の促進に努め、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。

②障がい者住宅改修等に対する助成

在宅の重度障がい者の日常生活を容易にし、介護を行う家族の負担軽減を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び手すりの取り付けや床の段差解消等の住宅改修を助成します。

③グループホームの整備促進

県と共同し、住まいの場であるグループホーム整備の推進に努めます。また、「グループホーム 夜間世話人等配置事業補助金^{*13}」を活用し、夜間における支援を充実します。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

①公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するための普及啓発に努めます。

②移動支援の充実

タクシー利用費助成事業や自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業について、制度の周知・利用促進を図ります。

併せて、重度の障がいや視覚障がいのために一人で外出することが困難な障がい者の外出支援を行う移動支援事業や同行援護、行動援護について、今後も継続して実施します。

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

①ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進

町の施設の新設・改修にあたっては、平成28年4月施行の障害者差別解消法による合理的配慮や、障がい者が安心して暮らしやすい社会の実現を目的とした平成29年9月施行の鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）、バリアフリー新法^{*14}や鳥取県福祉のまちづくり条例^{*15}の整備基準に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進に努めます。

また、施設の設定については、多目的トイレやオストメイト対応トイレ^{*16}の整備、障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した優先駐車スペースやハートフル駐車場^{*17}（屋根付き）の確保、エレベーター・エスカレーターの設定等の推進に努めます。

(4) 福祉のまちづくりの推進

①道路環境整備の推進

障がい者が安心して外出することができるよう、段差解消、視覚障がい者用点字ブロックの設置の推進に努めます。

また、歩道や点字ブロック上に放置されていて通行の支障となる自転車等の障害物の放置防止に向けた啓発活動を行います。

②バリアフリーマップの周知

県のホームページ上に公表されているバリアフリーマップ^{※18}について、障がい者やその家族が必要なときに使用することができるよう周知します。

※13 グループホーム利用者の安全と安心を確保するため、夜間に支援を行う「夜間世話人」の配置している事業所へ補助金を給付する事業。

※14 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。鉄道やバスターミナル等の公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、デパートや旅容施設等のバリアフリー化をめざす「ハートビル法」を統合し、高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的に制定された法律。

※15 福祉のまちづくりに関し、県、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針、バリアフリー新法の規定による特別特定建築物に係る規制の加重その他の必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、豊かな福祉社会の実現を目指して鳥取県が策定した条例。

※16 オストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設している方)のための設備があるトイレ。

※17 障がいや高齢等で歩行が困難な方、けがや出産前後で一時的に歩行が困難な方などのための専用駐車スペース。利用には、県又は市町村窓口で交付する利用証が必要。

※18 県内の施設のバリアフリー対応状況等の情報を掲載している。

6 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することが重要です。一般就労を希望する者は可能な限り一般就労できるように、一般就労が困難で就労継続支援事業所等で働く者には工賃の水準が向上するように、総合的な支援を進める必要があります。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき、町や町の関連団体での物品発注や役務の提供等にあたっては、障害福祉サービス事業所等を積極的に活用し、障がい者の経済的自立を支援します。

(1) 障がい者雇用の促進

①障がい者雇用に関する啓発・広報

ハローワーク（公共職業安定所）等の雇用関係機関と協力し、障がい者への理解と雇用拡大に関する啓発に努めるとともに、障がい者雇用に関する各種助成制度の啓発・広報に努め、周知を図ります。

また、障がい者雇用に積極的な企業見学会等の情報提供により障がい者雇用に推進するとともに、精神障がい者・発達障がい者等に対する理解を深めるための啓発・広報による雇用機会の拡大を推進します。

②法定雇用率の達成に向けた取組

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を達成していない民間企業に対して、ハローワークや県と連携し、障がい者雇用の促進について理解・協力を求め、法定雇用率達成の促進に努めます。

平成30年4月には法定雇用率が引き上げとともに精神障がい者も法定雇用率の算定に含まれました。また、令和3年3月に法定雇用率がさらに引き上げられることから、今後も障がい者雇用の拡大につながるものと考えます。

(2) 総合的な就労支援

①関係機関との連携

障がい者の就労支援及び相談について、障害者就業・生活支援センター「しらはま」と相談支援事業所「サマーハウス」の相談支援事業を活用し、障がいのある人の働くうえでの困りごとや悩みなどの相談を受け付けられる体制及び適切に対応できる体制づくりを促進します。

②一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所の整備に努めるとともに、就労継続支援事業所のサービスの充実を図ります。

また、障害者就業センター等が提供するジョブコーチ支援制度^{*19}の普及・啓発を行うとともに、ハローワークの職業適応訓練、トライアル雇用^{*20}等の積極的な活用により障がいのある人の就職を促進します。

(3) 障がい特性に応じた就労支援

①障がい者の特性に応じた支援体制の整備

障がい者一人ひとりの能力や特性に応じた就労を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業等や障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止、障がい者に合理的な配慮を行う環境整備に努めます。

また、精神障がい者に関する事業主等の理解を促進するとともに、ハローワーク等の就労支援機関や医療機関と連携を図り、精神障がい者の特性に応じた支援の充実・強化によって、精神障がい者の雇用拡大を推進します。

(4) 就労の底上げ

①障がい者就労施設等からの物品等の調達の促進

町や町関係団体が発注する物品や役務等について、就労施設等で提供できるものに関しては、優先的に就労施設への発注に取り組みます。

②就労移行支援・就労継続支援の利用促進

一般就労を希望している障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援の利用を促進します。

また、就労希望があり一般就労が困難な障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援の利用を促進します。

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化で生活面に課題が生じている場合、就労の定着を図るよう支援を行います。

(5) 経済的自立の支援

①公的な年金・手当等の制度の周知

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する取組みとともに、障害基礎年金や特別障害者手当等の受給による経済的自立を支援します。

また、受給資格を有する障がい者が確実に公的な年金・手当等を受給することができるよう、制度の周知に取り組みます。

※¹⁹障がい者の職場適応に関する支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）を配置又は派遣し、障がい者が円滑に就労できるよう事業主との調整や環境整備等の支援を行う制度。

※²⁰障がい者を雇用する際に短期間の試用期間を設け、障がい者と企業側の相互で適性を判断し、両者が合意した場合に本採用が決まる制度。

7 教育、文化・芸術活動、スポーツ

障がいの有無にかかわらず地域や学校で共に学び、支え合う教育が求められています。学校と福祉や保健、医療等の関係機関が連携を図りながら、障がい児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育支援を行う必要があります。

また、障がい者の社会参加を促進するために、文化・芸術活動やスポーツに関するイベントの開催や広報を行い、障がい者が活動する機会の提供が必要です。

(1) 教育

①インクルーシブ教育システム^{*21}の構築

障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒と共に学ぶために、障がいのある児童・生徒やその保護者のニーズに応じた多様な就学・教育相談に対応できる体制の整備を図ります。さらに、学習障害(LD)^{*22}、注意欠陥多動性障害(ADHD)^{*23}、広汎性発達障害^{*24}などの発達障がいのある子どもについても、障がい特性に応じた適切な支援が受けられるよう支援体制の整備を進めます。

②特別支援学級の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの障がいの種類や程度に応じて、能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を促進するために、小中学校の特別支援学級での適切な教育、指導の充実を図ります。保育所、小学校、中学校と教育を重ねるうえで一貫した特別支援教育が行われるよう、それぞれの機関の情報を共有し、障がい児一人ひとりに応じた支援体制の整備に必要な関係機関との連携を強化します。

また、障がいの程度に応じた適切な教育支援が受けられるよう、特別支援教育支援員^{*25}を配置する等の支援体制の整備を図ります。また、特別支援教育に関する技能の向上を図るため、教職員の特別支援教育に関する学習会・研修会等の参加に努めます。

③スクールソーシャルワーカー^{*26}の配置

障がいのある児童に限らず、いじめや虐待、不登校、貧困など学校や日常生活における問題に直面する子どもやその家庭の適切な教育や指導、問題解決のための支援を行うための専門員スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置して、必要に応じて関係機関と連携し個別の支援を強化します。

(2) 文化・芸術活動の推進

①文化芸術活動の推進

平成30年10月に策定された「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」を踏まえ、文化・芸術活動に関するイベント開催等の事業を町内事業所に委託し、障害者の社会参加を促進し地域でいきいきと暮らすための環境づくりを進めます。

「町身体障害者福祉協会」や「町手をつなぐ育成会」等の活動を支援し、身近な地域で障がい者が作品づくり等の文化・芸術的活動を行う機会を提供します。

また、障がい者と障がいのない人とが共に楽しめる場を提供するために、県内で開催する文化・芸術に関するイベントや展示会等についての広報に努めます。

②文化・芸術活動を楽しむための配慮

文化・芸術の公演等における手話通訳や要約筆記の設置に取り組み、誰もが楽しむことのできる環境整備に配慮します。

(3) スポーツ等の推進

①スポーツ等の推進

「町身体障害者福祉協会」や「町手をつなぐ育成会」等の活動を支援し、身近な地域で障害者がスポーツを行う機会を提供します。

また、県内で開催する障がい者スポーツ大会についての広報に努めます。大会の運営に協力してもらいボランティアの募集や障がいの有無に関係なく参加できるスポーツ大会の広報等を行い、障がい者と障がいのない人が交流できる機会の周知に努めます。

※²¹人間の多様性の尊重等の強化や障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

※²²基本的には全体的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がい。

※²³年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

※²⁴広汎性発達障害のうち知的障がいを伴わない、自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群（ASD）を指す。

※²⁵小・中学校において、障がいのある子どもに対する食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助や発達障がいのある子どもに対する学習活動上のサポートを行う者。

※²⁶児童・生徒が学校や日常生活で直面する課題について、社会環境を構成する家族、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。

8 あいサポート運動の推進等

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠です。様々な特性のある障がいの理解を深めるために「あいサポート運動^{※27}」を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で共に暮らしていける社会をつくる必要があります。

(1) あいサポート運動の推進

① あいサポート運動の推進

地域住民を対象とした学習会等で「あいサポート研修」を実施し、地域で活躍する「あいサポーター」を育成し、障がいや障がい者の理解を深め、お互いを尊重し合える地域づくりの推進に努めます。

また、町は平成26年6月に「あいサポート企業」として認定を受けました。職員を対象とした「あいサポート研修」を実施し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する町職員対応要領に基づき、障がいの特性を理解した窓口等の合理的配慮に努めます。

(2) 障がい及び障がい者理解の促進

① 障がい及び障がい者理解の促進

身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障害、発達障がい、難病等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。

また、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障がい者補助犬、ハートフル駐車場等に対する理解を促進し、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。

なお、平成30年4月施行の改正社会福祉法第107条第1項に規定された市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項に、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追記され、地域福祉計画は他の福祉計画の上位計画として位置付けられたことから、平成30年度6月に策定した「八頭町地域福祉推進計画（第2期八頭町地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画^{※28}）」と連動し、障がい及び障がい者理解促進に向けた取組み一体的に推進していきます。

※27 様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて共生社会の構築を目指す運動。

※28 社会福祉法第109条で市町村社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されていることから、八頭町社会福祉協議会が策定している民間計画。

9 差別の解消及び権利擁護の推進

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定(平成28年4月施行)されました。障がい者の差別の解消を図るためには、町報やホームページ等による啓発・広報を充実させること、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及と理解の促進が必要となります。

また、障がい者に対する虐待は、その尊厳を害するものであることから、障がい者の権利擁護を図るため、「障害者虐待防止法」に基づいた障がい者虐待の防止等に取り組む必要があります。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

①障がい者差別解消への取組の充実

障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、啓発・広報活動を行うとともに、「あいサポート運動」の推進により、障がいや障がい者への正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合える地域づくりを推進します。

また、「障害者週間」(12月3日～12月9日)の期間中、啓発・広報活動の推進に努めます。

②障害者差別解消法の施行における取組

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。障がい者に不当な差別的取り扱いの禁止、合理的な配慮をする内容で、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、誰もが安心して暮らせる共生の社会の実現を目的としています。これを受けて同6月、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する町職員対応要領を制定しました。障がい者の性別、年齢及び障がいの状態等に応じて、合理的な配慮を行うことで適切に対応するために必要な事項を定めています。また、平成29年9月に鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(あいサポート条例)施行され、行政、事業者、県民それぞれの責務や役割を明確化、障がいの特性に応じた取組が明示されました。障がいのある人もない人も住みやすい社会・地域づくりを目的に効果的な啓発・広報活動、相談・紛争の防止又は解決を図るための体制の整備等に取り組みます。

また、国の基本方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた具体的な取組を検討していきます。

③障害者雇用促進法の施行における取組

雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が規定された改正障害者雇用促進法(令和2年4月施行)に基づき、障がい者と障がいがない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

(2) 権利擁護の推進

①障がい者虐待防止への取組の推進

障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を進め、障がい者の権利擁護を図るとともに、養護者への支援を行います。

また、障害福祉サービス事業所や地域の民生委員・児童委員等の支援者への虐待の予防、早期発見等について理解を深めるための研修会等を実施するなどの啓発活動を積極的に行います。

②成年後見制度^{※29}の適切な利用促進

障がい者が財産管理や在宅サービスの利用等で、判断能力の不足等により自己に不利な契約を結ぶことがないように、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援をはじめとする成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。申立人がいないなど、制度の利用が困難な障がい者については、町長が家庭裁判所に対して後見人の選任を求めて申し立てを行い、障がい者の権利擁護を図ります。

また、成年後見制度の利用促進に関する本町の指針を定めるため、この計画を本町の「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、権利擁護に関する広報や相談、制度利用促進、後見人支援等を行ううえで中心的役割を担う「中核機関」の整備を図り、権利擁護を必要とする全ての方に支援が届くような体制を確保します。

^{※29}精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人をつけ、権利や財産を保護する制度。

第4章 第6期八頭町障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画

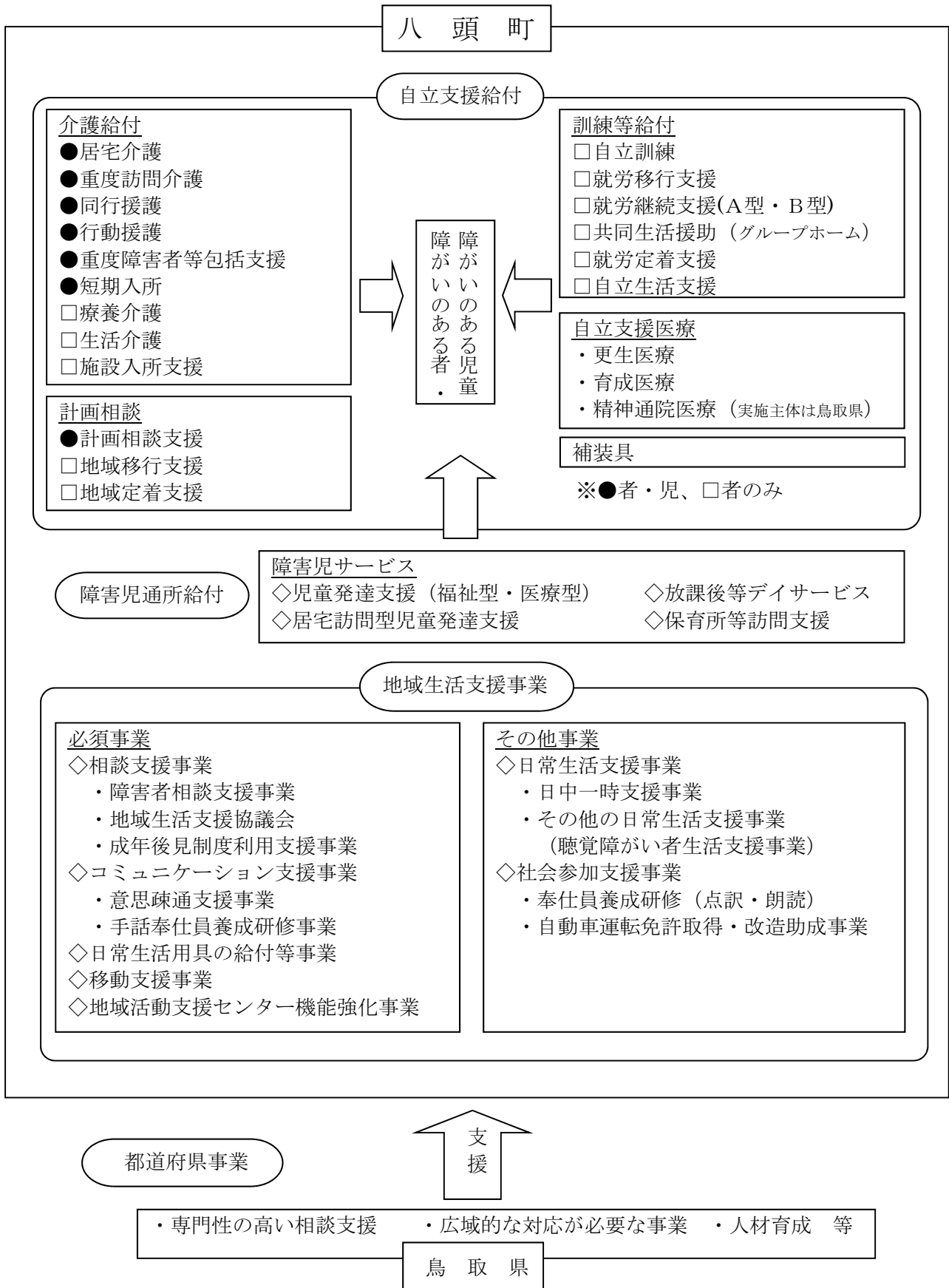
1 計画の目的及び特徴

「八頭町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定、また「八頭町障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20の規定に基づき策定が義務づけられ、障害福祉サービス、障がい児支援、相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が計画的に図られることを目的に、「第6期八頭町障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画」として策定します。

障害福祉計画と障害児福祉計画は一体のものとして策定できることとされており、平成30年度から令和2年度を計画期間とする第5期計画の実績を踏まえ、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービスや障がい児支援、相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策や目標、地域生活支援事業の提供体制を明らかにし、障がい児者への計画的な支援体制の構築を推進するものです。

2 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法・児童福祉法による総合的な支援の体系は、次のとおりです。



第4章 第6期八頭町障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画

3 第6期障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画の数値目標

(1) 令和5年度の数値目標の設定

国の基本指針に基づき、本町の実情を勘案し、次のことについて令和5年度末の目標数値を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標		実施状況 (令和元年度)	実施	目標値			
			令和2年 度末見込	令和3 年度末	令和4 年度末	令和5 年度末	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所者の地域生活への移行	施設入所者 32人	0人	0人	1人	2人	
	施設入所者の削減		0人	0人	1人	1人	
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		0	0	0	0	1箇所	
協議の場の開催回数		—	—	6	6	6回	
協議の場へ関係者の参加者数		—	—	2	2	2人	
目標設定及び評価の実施回数		—	—	0	0	1回	
精神障がい者の地域移行支援		—	—	0	0	1人	
精神障がい者の地域定着支援		—	—	0	0	1人	
精神障がい者の共同生活援助		—	—	0	0	1人	
精神障がい者の自立生活援助		—	—	0	0	1人	
3 地域生活支援拠点等		0	1	1	1	1箇所	
運用状況の検証・検討		0	0	1	1	1回	
4 福祉施設から一般就労への移行等							
1	福祉施設から一般就労への移行	1人	5人	1人	1人	2人	
2	一般就労への移行者のうち就労定着支援の利用者数	0人	1人	1人	1人	1人	
3	就労定着支援による就労定着率	—	—	—	—	7割	

成果目標	実施状況 (令和元年度)	実施	目標値		
		令和2年 度末見込	令和3 年度末	令和4 年度末	令和5 年度末
5 障がい児支援の提供体制の整備等					
1 児童発達支援センターの設置	—	0	0	0	1箇所
2 保育所等訪問支援事業所	1	1	1	1	2箇所
3 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保					
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	1	1	1	1	2箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1	1	1	1	2箇所
4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1	1	1	1	1箇所
5 医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーターの配置	0	0	1	1	1人
6 相談支援体制の充実・強化のための取組					
総合的・専門的相談支援体制の有無	—	—	無	無	有
専門的指導・助言件数	—	—	0	0	6件
人材育成の支援件数	—	—	0	0	6件
連携強化の取組の実施回数	—	—	0	0	6回
7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組					
各種研修の参加人数	—	—	1	1	1人
障害者自立支援審査支払等システム	—	—	有	有	有
審査結果の共有	—	—	0	0	1回

(2) 数値目標設定の考え方

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、「令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること」を基本に、目標を設定することとされています。

本町の令和元年度末の施設入所者は32人です。町では国の指針に基づき、令和5年度までに令和元年度末の施設入所者の6%を地域生活へ移行し、施設入所者を1.6%以上削減することを目指します。

したがって、施設入所者のうち2人を地域生活へ移行し、新たな施設入所者を含めた令和5年度末時点の施設入所者数が31人となることを目指します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい、発達障がいや高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

国の指針では協議の場を設置したうえで、詳細な目標値の設定をすることとされています。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、さらに、その開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数等の設定を行います。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で支える体制を地域の実情に応じて整備するものです。

国の指針では「市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること」とされています。

県東部圏域と連携して、障がい者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点を整備し、年1回以上運用状況を検証及び検討を行います。

4 福祉施設から一般就労への移行等

1) 福祉施設から一般就労への移行

地域において障がいのある人が、自立して安定した生活をしていくために必要な収入を得ることまた社会の一員として就労し、生きがいを見出すことができるよう、福祉施設の利用者の一般就労への移行を支援します。

国の指針では「令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすること(うち就労移行支援1.3倍、就労継続A型1.26倍、就労継続B型1.23倍)」とされています。

そのため、令和5年度中に2人以上が一般就労へ移行することを目指します。

2) 一般就労への移行者のうち就労定着支援の利用者数

国の指針では「令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労者のうち7割が就労定着支援事業を利用すること」とされています。

そのため、令和5年度中に一般就労への移行者数の7割である1人が就労定着支援事業を利用することを目指します。

3) 就労定着支援による職場定着率

一般就労への定着促進のため、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上となるように目指します。

5 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

1) 児童発達支援センター^{※30}の設置

令和5年度末までに、町単独又は県東部圏域に少なくとも1か所設置を目指します。

2) 保育所等訪問支援の体制整備

令和5年度末までに、町内で2か所利用できるよう目指します。

3) 医療的ニーズの高い重症心身障がいのある児童への支援

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町内で2か所利用できるよう目指します。

4) 医療的ケア児への適切な支援体制の整備

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため、鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者等を医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーターとして配置することを目指します。

6 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに町単独又は県東部圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目指します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等を行い、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを目指します。

^{※30}障がいのある児童の発達支援やその家族への支援、保育園・幼稚園など障がいのある児童を預かる機関との連携・相談・支援を行い、各地域における児童発達支援の中核的な役割を担う。児童福祉法で定義された児童福祉施設。

4 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 障害福祉サービスの概要

	サービス区分	サービス内容
介護 給 付	居宅介護	障がい者等に、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。ホームヘルプとも呼びます。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障がい者に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援を総合的に行います。
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者等に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供する等、必要な援助を行います。
	行動援護	行動に著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動支援等、必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、介護の程度が非常に高い人に、複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をする人が病気の場合等に、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間・休日に入浴、排泄、食事の介助等を行います。
訓練 等 給 付	自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人や難病患者等に自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がいと精神障がいのある人に自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、生活能力を向上するために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般企業等での就職が困難な人で雇用契約に基づく就労が可能な人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型	一般企業等での就職が困難な人で雇用契約に結びつけない人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した後、就労に伴う環境の変化により生活面に課題が生じている人に、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言を行います。
	自立生活支援	障がい者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望している人に、定期的な訪問や相談対応により、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活における相談や家事等の援助を行います。

第4章 第6期八頭町障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画

計画相談支援	障害福祉サービス等の利用開始や継続の際に、障がいのある人の心身の状況、環境等を勘案し、サービス利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している人の住居の確保、その他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	自宅で一人暮らしをしている人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等の相談やその他支援を行います。

(2) 障がい児支援の概要

障がい児に対する支援は、児童福祉法に規定されています。

サービス区分	サービス内容
児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	医療の必要な障がい児に、治療を行いながら日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、発達支援が提供できるよう障がい児の居宅を訪問して日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、その施設の他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用開始や継続の際に、障がい児の心身の状況、環境や保護者のサービス利用意向等を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置します。(圏域での配置可)

(3) 訪問系サービス(介護給付)

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの充実を目指します。

【サービスの見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数/月	38人	40人	42人
	利用時間/月	450時間	475時間	500時間
重度訪問介護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間
同行援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間
行動援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間
重度障害者等包括支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者 서비스에の周知を図ります。
- 令和2年12月末現在、町内に居宅介護事業所は2事業所、重度訪問介護事業所は1事業所あります。また、鳥取市の居宅介護事業所が2事業所、町内でサービス提供を行っています。在宅生活を支える基本となる訪問系サービスについて、安定した運営が行えるよう、県を通して国に適正な報酬単価とするよう働きかけます。
- ホームヘルパーに対する講座・講習会等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

(4) 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

I) 介護給付

常時介護を必要とする障がい者に対する施設での専門的なサービス、介護者が病気の場合等のときに短期入所ができる場など、日中も安心して生活ができる介護サービスの充実を目指します。

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数/月	57人	58人	59人
	利用人数/月	900人日	910人日	920人日
療養介護	利用者数/月	8人	8人	9人
短期入所	利用者数/月	14人	15人	16人
	利用人数/月	56人日	60人日	64人日

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 令和2年12月末現在、町内に短期入所事業所が無い場合、東部圏域の短期入所事業所の9事業所を利用しています。今後も地域生活支援拠点の整備に伴い、利用者の増加が見込まれることから、入所施設の空床利用など事業所の確保に努めます。

II) 訓練等給付

生活や就労をするために訓練が必要な人に対して、機能訓練や生活訓練の場を提供するとともに、障がいのある人の働く場の確保に努めます。

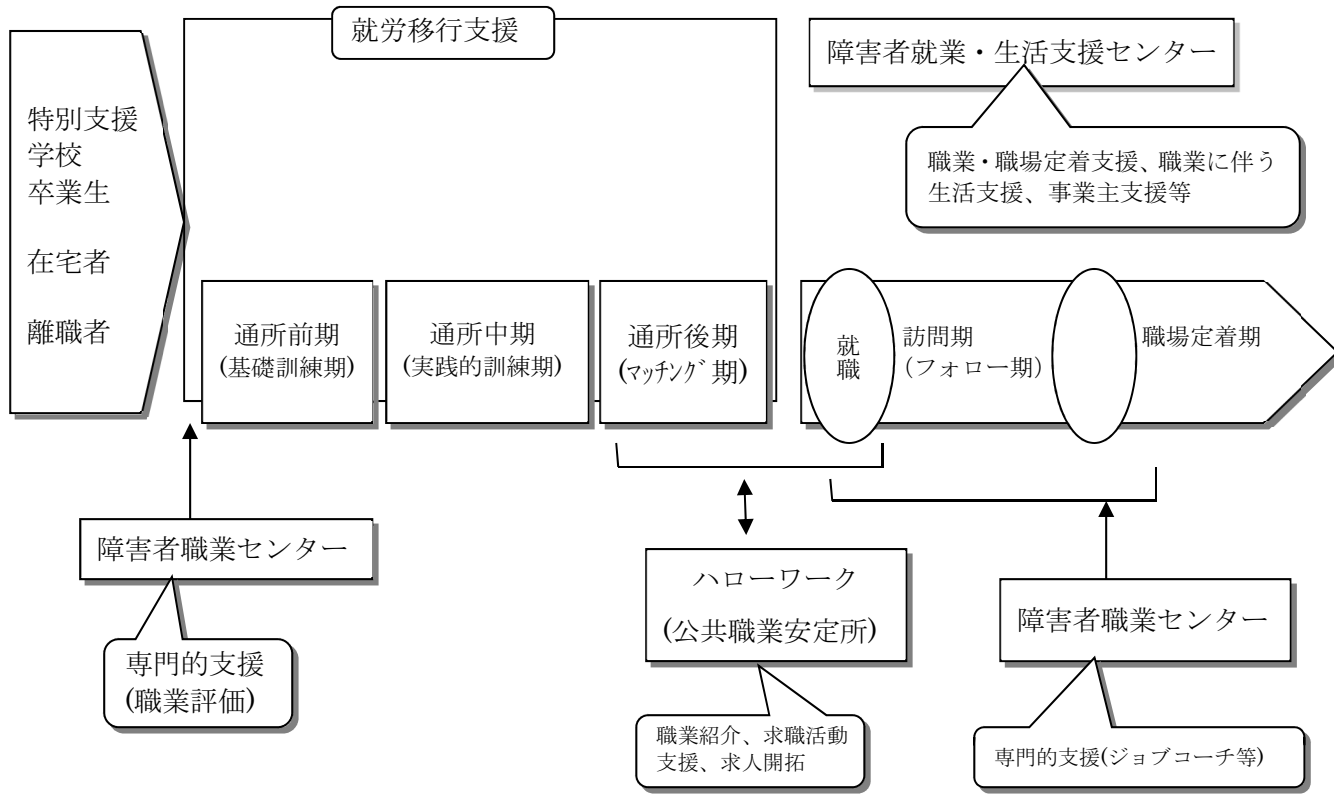
【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数／月	1人	2人	2人
	利用人数／月	5人日	10人日	10人日
自立訓練（生活訓練）	利用者数／月	1人	2人	2人
	利用人数／月	5人日	10人日	10人日
就労移行支援	利用者数／月	3人	4人	5人
	利用人数／月	40人日	53人日	66人日
就労継続支援A型	利用者数／月	15人	15人	15人
	利用人数／月	270人日	270人日	270人日
就労継続支援B型	利用者数／月	130人	135人	140人
	利用人数／月	1950人日	2025人日	2100人日
就労定着支援	利用者数／月	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者サービスへの周知を図ります。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）について、本町から通うことのできるサービス事業所がないため、利用ニーズがあっても利用できない課題があります。また、就労移行支援について、一般企業等への就職希望者が少なく、結果として利用に結びついていません。サービス提供事業所の確保に努め、サービス量確保のための方策を検討します。
- 就労移行支援、就労継続支援A型への移行を積極的に支援し、見込量の確保に努めます。
- 障害者優先調達促進法に基づき、福祉施設で就労する障がい者の雇用の促進と収入の安定化を図るため、福祉施設からの優先的な物品・役務の調達に取り組みます。
- 事業者と情報交換をしながら、必要な人がサービスにつながるように努めていきます。
- 職場の開拓（受入先の企業の増加）、職場での定着支援、地域の方々への障がいや障がいのある人に対する理解の啓発、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター「しらはま」などとの連携、地元企業への受け入れに対する啓発、事業所同士の情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体制を検討します。

【就労移行支援事業と就労施策の連携イメージ】



(5) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、日中の地域生活への移行促進に努めるとともに、夜間において施設で安心して専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	28人	29人	30人
施設入所支援	利用者数/月	32人	32人	31人
自立生活援助	利用者数/月	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

- 町内にグループホームが新規開設され、ニーズに応じた受け入れ体制が整いつつあります。今後さらなるグループホームの増設について、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。グループホームの整備については、基本的に大規模居住（8名以上）とならないよう留意し、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を図る等、社会との連携を確保するという観点を持ったサービス提供体制を整備する必要があります。また、広報活動や人権教育等を活用し、地域住民の理解を促進します。
- 施設入所支援受給者の受給者証更新時期等を活用し、ニーズの実態把握に努め、適切なサービスの提供に努めます。
- 障がい者の日常の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。

第4章 第6期八頭町障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画

(6) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

サービス等利用計画の作成や地域生活への移行を支援するなど、障がいのある人の地域生活を支援します。

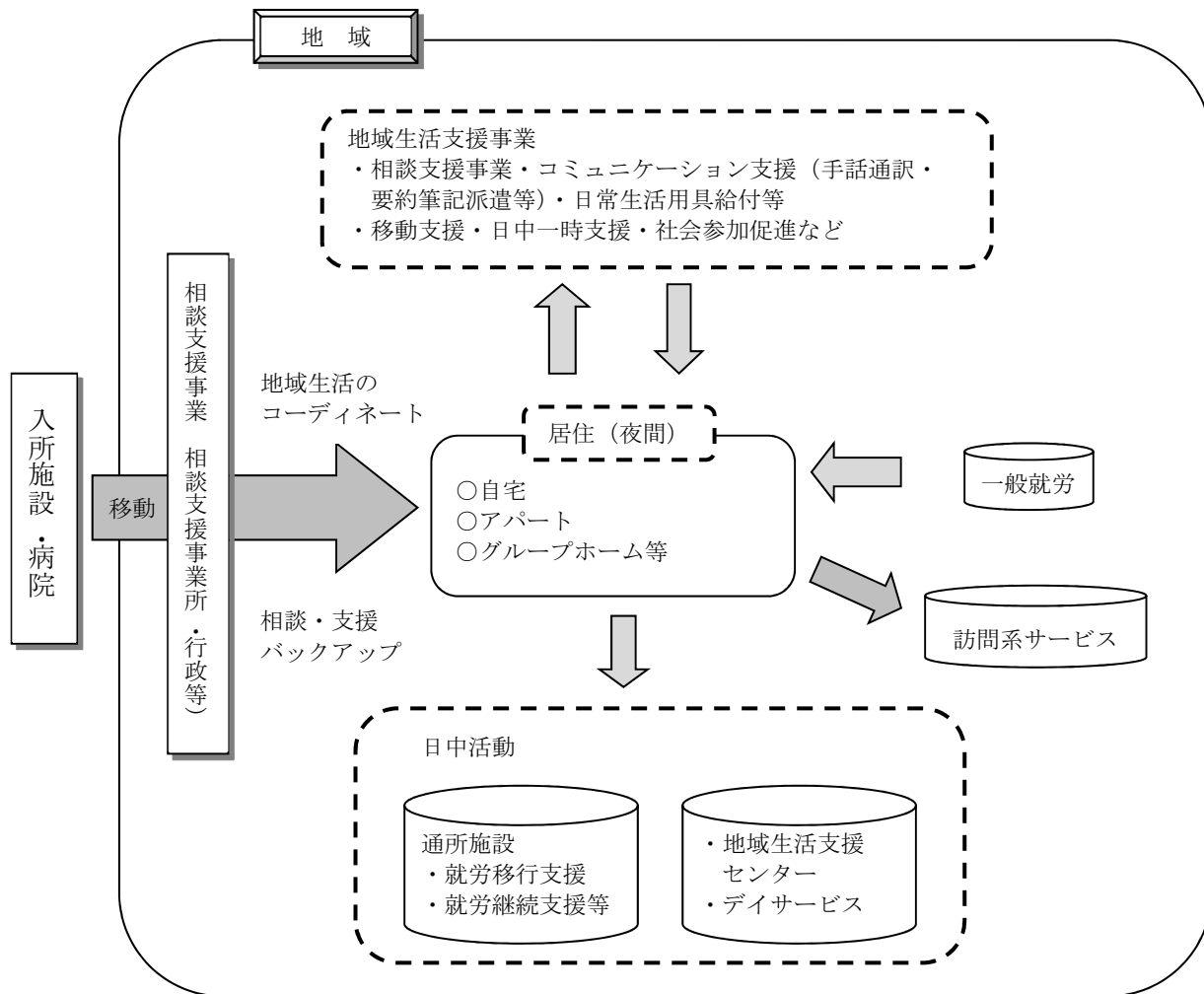
【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数/月	55人	58人	60人
地域移行支援	利用者数/月	1人	1人	2人
地域定着支援	利用者数/月	1人	1人	2人

【見込量確保のための方策】

- 本町では現在、町内の5事業所が計画相談事業を展開しています。相談支援事業所及び相談支援専門員の充実や技能向上等に努め、障がい者及びその家族等が地域で専門的な相談支援を受けることのできる体制整備の充実を図ります。
- 地域生活支援協議会を基盤としたネットワークを活用し、困難事例の検討や障害福祉サービスをどのように組み合わせるか等、地域生活のコーディネートを行います。
- 障がい者が地域で安心して生活を営むことができるよう、地域移行支援事業及び地域定着支援事業の利用促進に努め、相談支援事業所と町の連携・協力体制の充実に必要な体制整備等を検討していきます。

【地域生活への移行】



(7) 障がい児支援

1. 身近な地域で障がいのある児童やその保護者が安心して生活ができるよう、通所サービスや相談支援事業の体制整備に努めます。

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数/月	5人	6人	7人
	利用人日/月	30人日	36人日	42人日
医療型児童発達支援	利用者数/月	2人	3人	4人
	利用人日/月	6人日	9人日	12人日
放課後等デイサービス	利用者数/月	30人	33人	35人
	利用人日/月	300人日	330人日	350人日
保育所等訪問支援	利用者数/月	1人	2人	2人
	利用人日/月	4人日	8人日	8人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	1人	2人	2人
	利用人日/月	4人日	8人日	8人日
障害児相談支援	利用者数/月	30人	32人	34人

2. 子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定子ども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れ体制整備に努めます。

【定量的な目標の設定】

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込み量(人)	定量的な目標(見込み)(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号認定	0	0	0	0
第2号認定	25	23	24	25
第3号認定	1	0	0	1
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	15	13	14	15

第1号認定(受入施設:幼稚園、認定こども園)

: 満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。

第2号認定(受入施設:保育所、認定こども園)

: 保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。

第3号認定(受入施設:保育所、認定こども園等)

: 保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。

放課後児童健全育成事業: 放課後児童クラブ

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 保健・福祉・医療・教育等の専門機関と連携し、支援の必要な障がい児又はその保護者の把握に努めます。また、それぞれのライフステージに合わせた支援ができるよう努めます。
- 児童発達支援と放課後児童デイサービスについては、町内に新規事業所が開設され、受け入れ体制が整いつつあります。今後も増加傾向にあるニーズに対応できるよう体制の整備に努め、社会福祉法人等の運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけ、サービス量確保のための方策を検討します。
- 障がい児相談支援について、障がい児又はその保護者が専門的な相談を受けることができるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の充実や技能向上等に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、事業所や利用者に対して広く情報提供を行います。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、圏域での配置を含めて配置を検討します。

(8) 発達障害者等に対する支援

1. 発達障害者等に対して、親が学ぶ子の発達促進や行動改善を目的としたペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援策を確保し、また、同じ立場の障がい者による支援を行うピアサポート活動に取り組み、発達障害者等の支援体制の充実に努めます。

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

5 地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策

(1) 地域生活支援事業の概要

① 必須事業

I) 相談支援事業

○ 障害者相談支援事業

障がいのある人、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見の為の関係機関と連絡調整、その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

○ 地域生活支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、東部圏域の4町合同で「鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会」を設置しています。

【鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会の協議事項】

- 委託相談支援事業者の運営評価に関する事項
- 困難事例への対応のあり方に関する事項
- 地域の障がい福祉関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- 地域の社会資源の開発、改善に関する事項

また、人権擁護の観点から障がいのある人に対する虐待防止へのシステム整備に取り組むことが求められています。このため、地域生活支援協議会等を活用し、虐待防止ネットワークの構築を図るなど、障がいのある人に対する虐待防止に向けた取組を推進します。

○ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が適当と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、申立の際の手続きの支援を行います。また、家族等から申立の同意が得られず、申立・後見人報酬の費用負担が困難な場合にその全部または一部を助成し、成年後見制度の利用促進を図ります。

II) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。

III) 手話奉仕員養成研修事業

言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者養成のための研修を東部圏域1市4町合同で行います。

IV) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人や児童に対し、在宅等での日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

V) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上不可欠な外出や余暇活動のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

VI) 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため地域活動支援センターの機能を強化します。具体的には、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動などを行います。

②その他事業

I) 日常生活支援事業

○日中一時支援事業

障がいのある人への日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を提供します。

○訪問入浴サービス

身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問により居宅での入浴サービスを提供します。

○聴覚障がい者生活支援事業

聴覚に障がいのある人が集団で活動をすることで、社会性を養い、地域との関わりをつくり、地域福祉の充実を図るための事業を東部圏域1市4町合同で行います。

II) 社会参加促進事業

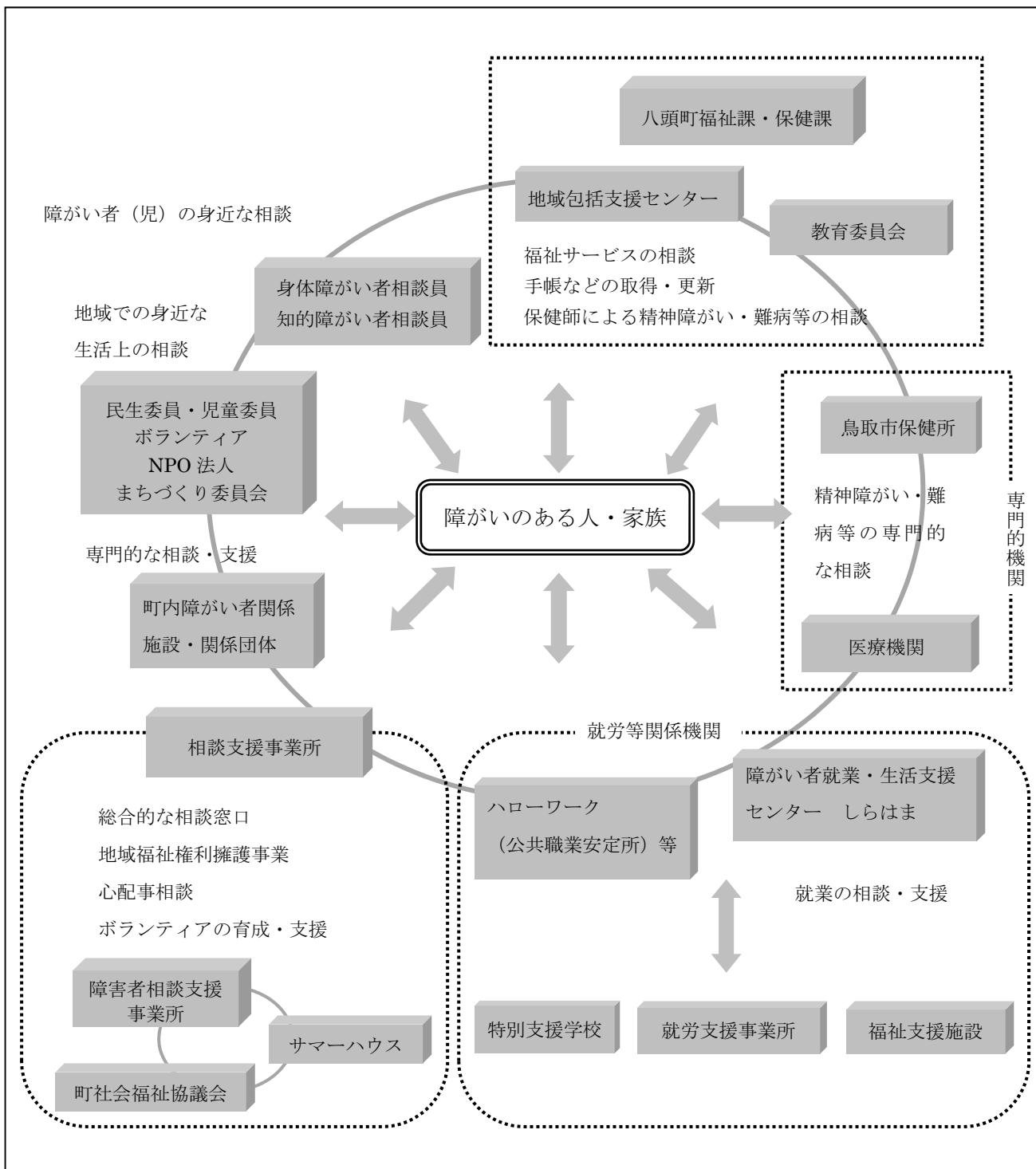
○点訳・朗読奉仕員養成研修事業

視覚障がいのある人の福祉の増進を図るため、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成のための研修を東部圏域1市4町合同で行います。

○自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

【地域における自立支援ネットワーク イメージ】



【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業(延べ相談件数)	件数/年	1500件	1500件	1500件
地域生活支援協議会	—	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業	件数/年	6件	7件	8件
意思疎通支援支援事業	件数/年	10件	10件	10件
手話奉仕員養成研修事業	受講者数/年	3人	3人	3人
日常生活用具給付等事業	件数/年	500件	520件	530件
移動支援事業	利用者数/年	15人	16人	17人
	利用時間/年	500時間	530時間	560時間
地域活動支援センター事業	—	1か所	1か所	1か所
その他事業				
日常生活支援事業				
日中一時支援事業(延べ日数)	利用日数/年	200日	200日	200日
訪問入浴サービス(延べ日数)	利用日数/年	380日	390日	400日
社会参加促進事業				
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	受講者数/年	3人	3人	3人
自動車運転免許取得・改造助成事業	件数/年	2件	2件	2件

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業は、3障がいすべてに対応するとともに、電話やファクシミリ、電子メール、家庭訪問による相談支援を充実することにより、より身近で利用しやすい相談支援体制の整備に努めます。
- 地域生活支援協議会において、相談支援事業所や関係機関の一層の連携を図るとともに、地域資源の点検・改善に努めます。
- 意思疎通支援事業は、平成26年度から県東部聴覚障がい者協会に委託し、実施しています。聴覚障がい者協会と連携して実施体制を充実させ、必要量を確保します。また、手話奉仕員・要約筆記者の養成に努めます。
- 日常生活用具給付等事業は、引き続き実施し、今後も利用増を見込むとともに、障がいのある人のニーズを把握しながら、品目や対象者の検討を行い事業の充実を図ります。
- 移動支援事業は、多様な事業者の参入を促進し、必要なサービス量を確保します。
- 地域活動支援センター事業は、利用者のニーズを把握しながら事業体制の整備に努めます。
- その他事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。また、利用者のニーズを把握しながら体制整備に努めます。

八頭町障害者計画

第6期八頭町障害福祉計画及び第2期八頭町障害児福祉計画

令和3年3月

発行：八頭町

編集：福祉課 障がい福祉係

〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254番地1

TEL：0858-72-3590（直通）

FAX：0858-72-3565（代表）